

(老齢厚生年金等の額の改定)

第 78 条の 10

老齢厚生年金の受給権者について、第 78 条の 6 第 1 項及び第 2 項の規定※1により標準報酬の改定又は決定が行われたときは、第 43 条第 1 項の規定にかかわらず、対象期間に係る被保険者期間の最後の月以前における被保険者期間※2（対象期間の末日後に当該老齢厚生年金を支給すべき事由が生じた場合その他の政令で定める場合にあっては、政令で定める期間）及び改定又は決定後の標準報酬を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、当該標準報酬改定請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

2 障害厚生年金の受給権者について、当該障害厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間に係る標準報酬が第 78 条の 6 第 1 項及び第 2 項の規定※1により改定され、又は決定されたときは、改定又は決定後の標準報酬を基礎として、当該標準報酬改定請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。ただし、第 50 条第 1 項後段の規定※3が適用されている障害厚生年金については、離婚時みなし被保険者期間は、その計算の基礎としない。

※1 「合意分割」のこと。

※2 「対象期間(婚姻期間等)に係る被保険者期間」には、対象期間の初日(婚姻が成立した日)の属する月から対象期間の末日(離婚が成立した日等)の属する月の前月までの期間が算入されることから、「対象期間に係る被保険者期間」の最後の月とは、対象期間の末日の属する月の前月のことになります。

※3 「300 か月みなし特例」のことで、年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が 300 に満たない場合にこれを 300 とみなすというものです。

(標準報酬の改定又は決定)

第 78 条の 6

実施機関は、標準報酬改定請求があつた場合において、第 1 号改定者が標準報酬月額を有する対象期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当事者の標準報酬月額をそれぞれ次の各号に定める額に改定し、又は決定することができる。

一 第 1 号改定者 改定前の標準報酬月額（第 26 条第 1 項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額※4が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあっては、従前標準報酬月額。次号において同じ。）に 1 から改定割合（按分割合を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した率をいう。以下同じ。）を控除して得た率を乗じて得た額

二 第 2 号改定者 改定前の標準報酬月額（標準報酬月額を有しない月にあっては、零）に、第 1 号改定者の改定前の標準報酬月額に改定割合を乗じて得た額を加えて得た額

2 実施機関は、標準報酬改定請求があつた場合において、第一号改定者が標準賞与額を有する対象期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当事者の標準賞与額をそれぞれ次の各号

に定める額に改定し、又は決定することができる。

一 第 1 号改定者 改定前の標準賞与額に 1 から改定割合を控除して得た率を乗じて得た額

二 第 2 号改定者 改定前の標準賞与額（標準賞与額を有しない月にあつては、零）に、第 1 号改定者の改定前の標準賞与額に改定割合を乗じて得た額を加えて得た額

※4 「3 歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例」のことで、3 歳未満の子を養育する厚生年金被保険者の標準報酬月額が養育する前よりも低下した場合には、その申出により、特例として低下する前の標準報酬月額（これを「従前標準報酬月額」と言います）で年金額が計算されることになります。

（年金額）

第 43 条

老齢厚生年金の額は、被保険者であつた全期間の平均標準報酬額（被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額に、別表各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率（以下「再評価率」という。）を乗じて得た額の総額を、当該被保険者期間の月数で除して得た額をいう。附則第 17 条の 6 第 1 項及び第 29 条第 3 項を除き、以下同じ。）の 1,000 分の 5.481**※5** に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額とする。

※5 これを「給付乗率」と呼びます。5.481/1,000 の給付乗率が適用されるのは昭和 21 年 4 月 2 日以後を生年月日とする者で、平成 21 年 4 月 1 日以前を生年月日とする者については、生年月日に応じて 7.308/1,000 から 5.562/1,000 の範囲内で有利に読み替える経過措置があります。なお、これら給付乗率は総報酬制（平成 15 年 4 月 1 日からは、標準賞与額も年金給付の額の算定の基礎に含めることになったもの）が導入された後のもので、総報酬制が導入される前においては、当該導入後の給付乗率の 1.3 倍に相当する率（例 5.481/1,000 $\times$ 1.3 $\div$ 7.125/1,000）が用いられています。[「報酬比例部分の乗率」とする一覧表](#)をご参照下さい。

（障害厚生年金の額）

第 50 条

障害厚生年金の額は、第 43 条第 1 項の規定の例により計算した額とする。この場合において、当該障害厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が 300 に満たないときは、これを 300 とする。

（老齢厚生年金等の額の改定の特例）

第 78 条の 18

老齢厚生年金の受給権者について、第 78 条の 14 第 2 項及び第 3 項の規定※6 により標準報酬の改定又は決定が行われたときは、第 43 条第 1 項の規定にかかわらず、改定又は決定後の標準報酬を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、第 78 条の 14 第 1 項の請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

2 第 78 条の 10 第 2 項の規定は、障害厚生年金の受給権者である被扶養配偶者について第 78 条の 14 第 2 項及び第 3 項の規定により標準報酬の決定が行われた場合に準用する。この場合において、必要な読替えは、政令で定める。

※6 「3 号分割」のこと。

(特定被保険者及び被扶養配偶者についての標準報酬の特例)

第 78 条の 14

被保険者（被保険者であつた者を含む。以下「特定被保険者」という。）が被保険者であつた期間中に被扶養配偶者（当該特定被保険者の配偶者として国民年金法第 7 条第 1 項第 3 号に該当していたものをいう。以下同じ。）を有する場合において、当該特定被保険者の被扶養配偶者は、当該特定被保険者と離婚又は婚姻の取消しをしたときその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるときは、実施機関に対し、特定期間（当該特定被保険者が被保険者であつた期間であり、かつ、その被扶養配偶者が当該特定被保険者の配偶者として同号に規定する第 3 号被保険者であつた期間をいう。以下同じ。）に係る被保険者期間（次項及び第 3 項の規定により既に標準報酬が改定され、及び決定された被保険者期間を除く。以下この条において同じ。）の標準報酬（特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬をいう。以下この章において同じ。）の改定及び決定を請求することができる。ただし、当該請求をした日において当該特定被保険者が障害厚生年金（当該特定期間の全部又は一部をその額の計算の基礎とするものに限る。第 78 条の 20 において同じ。）の受給権者であるときその他の厚生労働省令で定めるときは、この限りでない。

2 実施機関は、前項の請求があつた場合において、特定期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当該特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬月額を当該特定被保険者の標準報酬月額（第 26 条第 1 項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額※4）に 2 分の 1 を乗じて得た額にそれぞれ改定し、及び決定することができる。

3 実施機関は、第 1 項の請求があつた場合において、当該特定被保険者が標準賞与額を有する特定期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当該特定被保険者及び被扶養配偶者の標準賞与額を当該特定被保険者の標準賞与額に 2 分の 1 を乗じて得た額にそれぞれ改定し、及び決定することができる。

(法第 78 条の 2 第 3 項に規定する厚生労働省令(厚生年金保険法施行規則)で定める方法)

第 78 条の 4

法第 78 条の 2 第 3 項(標準報酬改定請求は、当事者が標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載された公正証書の添付その他の厚生労働省令で定める方法によりしなければならない)に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 次のいずれかに掲げる書類の添付

イ 当事者が標準報酬改定請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載された公正証書の謄本若しくは抄録謄本又は公証人の認証を受けた私署証書(第 1 号改定者(法第 78 条の 2 第 1 項に規定する第 1 号改定者をいう。以下同じ。))及び第 2 号改定者(同項に規定する第 2 号改定者をいう。以下同じ。))の氏名及び生年月日並びに当該第 1 号改定者及び第 2 号改定者のうち基礎年金番号通知書の交付を受けた者の基礎年金番号が記載されたものに限る。)⇒日本年金機構ホームページにおいて公開されている「年金分割の合意書」は[こちら](#)からどうぞ。

ロ 請求すべき按分割合を定めた確定した審判の謄本又は抄本(前条第 2 項の規定が適用される場合にあっては、請求すべき按分割合を定めた確定した審判の謄本又は抄本及び当該審判の申立てをした日を証する書類)

ハ 請求すべき按分割合を定めた調停についての調停調書の謄本又は抄本(前条第 2 項の規定が適用される場合にあっては、請求すべき按分割合を定めた調停についての調停調書の謄本又は抄本及び当該調停の申立てをした日を証する書類)

ニ 請求すべき按分割合を定めた確定した判決の謄本又は抄本

ホ 請求すべき按分割合を定めた和解についての和解調書の謄本又は抄本

※ 「この分割(按分)割合の合意は、公正証書によるか、または当事者の合意書に公証人の認証を受けることが必要とされていましたが、平成 20 年 4 月 1 日からは、公証人の認証を受けなくても、当事者双方がそろって(代理人でも可)合意書を年金事務所に直接提出する方法でもよいことになりました」旨の説明文が[日本公証人連合会ホームページ](#)において確認できます。なお、合意書のひな型が[京橋公証役場\(東京\)のホームページ](#)において公開されています。ご参照下さい。